

湯河原町告示第 41 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、
次のとおり指定納付受託者を指定したので、湯河原町予算決算会計規則(昭和43
年湯河原町規則第12号)第58条の3第1項の規定により告示する。

令和7年4月1日

湯河原町長 内 藤 喜 文



- 1 指定納付受託者及び収納代行業務受託者の商号及び本店の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入の種類
地域福祉会館使用料
- 3 指定納付受託者が納付の対象とする方法
 - (1) クレジットカード決済
MasterCard、VISA、JCB、Diners Club、
AMERICAN EXPRESS
 - (2) 二次元コード決済
Paypay
- 4 指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日